

知多市公告第 128 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき実施する物品の売払いは、次のとおりである。

令和 8 年 10 月 29 日

知多市長 伊 藤 清一郎

1 入札に付する事項

- 物件番号 1 軽貨物車 ダイハツミラバンU 平成 18 年式 1 台
- 物件番号 2 軽貨物車 ダイハツミラバンU 平成 19 年式 1 台
- 物件番号 3 軽貨物車 ダイハツミラOZ 平成 23 年式 1 台
- 物件番号 4 軽貨物車 スズキエブリイ 平成 18 年式 1 台
- 物件番号 5 軽貨物車 ダイハツハイゼットカーゴ 平成 24 年式 1 台
- 物件番号 6 普通乗用車 トヨタプリウス 平成 22 年式 1 台
- 物件番号 7 小型貨物車 トヨタハイエース 平成 21 年式 1 台

2 入札者に必要な資格に関する事項

地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

知多市役所財政課

(2) 日時

令和 8 年 11 月 16 日（月）から入札書提出の日時まで

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札書提出の場所

知多市役所財政課

(2) 入札書提出の日時

令和 8 年 11 月 16 日（月）から令和 8 年 12 月 1 日（火）までの午前 9 時

から午後４時までの間（土曜日、日曜日、祝日を除く）とする。ただし、令和
８年１２月１日（火）は、午後１時までとする。郵送で提出する場合は、令和
８年１１月３０日（月）必着とする。

(3) 開札日時

令和８年１２月１日（火）午後１時

５ 入札の無効に関する事項

知多市契約規則（昭和４５年知多市規則第１９号）第１３条第１号及び第３号
から第９号までに該当する入札

６ 入札保証金に関する事項

知多市契約規則第１２条第３号により免除

７ その他必要な事項

(1) 入札方法

ア 入札は知多市建設工事関係等入札者心得書により行う。

イ 入札書提出日付、物件番号、物件名、入札金額、住所、氏名及び電話番号
を記入し、押印した入札書を作成し、住所、氏名、電話番号、物件番号及び
「入札書在中」と記入した封筒に入れ、市役所財政課へ持参又は郵送（一般
書留又は簡易書留）にて提出すること。また、本人確認のため、入札者（代
理人が入札手続きを行う場合には代理人本人）の運転免許証等公的機関発行
の本人確認書類を持参の場合は提示、郵送の場合は写しを添付すること。な
お、下見を希望する者は、財政課へ連絡すること。

(2) 条件

ア 買取り後、直ちに廃車手続又は名義変更をし、車体の文字等を消すこと。

また、これらの手続等が完了次第、自動車検査証等の写しと文字等を消した
ことがわかる車体外観の写真を速やかに提出し、確認を受けること。

イ リサイクル預託金額を支払うこと。

ウ 修理が必要となる場合もある。

エ 車両は現状渡しで、引渡し後の不調や故障等の補償は一切行わない。

(3) 落札者の決定

予定価格以上の価格で最高価格の入札をした者に決定し、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とリサイクル預託金額を合計した金額で契約する。落札金額は入札参加者に通知する。

(4) くじによる落札者の決定

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札事務に関係のない市職員がくじを引き落札者を決定する。

(5) 連絡先

知多市財政課（電話0562-36-2632（直通））